

<令和8年4月1日～配布用>

流死産等でお子さまを亡くされた方へ（母子手帳お持ちの方）



## 妊婦支援ギフトについて


泉大津市では、安心して出産・子育てができる環境づくりのため、継続的に相談に応じる「伴走型相談支援」と「妊婦支援ギフト」を支給する「妊婦支援ギフト事業」を実施します。

### ■伴走型相談支援

妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信などを通じて必要な支援につなげます。

### ■妊婦支援ギフト

- ・所得制限はありません。

ギフト	申請・支給対象者	支給額	申請
妊婦支援ギフト(1回目)	医療機関で医師により胎児心拍が確認された妊婦	妊婦1人当たり5万円	未申請の方は、お早めに申請していただきますようお願いいたします。
妊婦支援ギフト(2回目)	出産応援ギフトの支給または妊婦支援ギフト(1回目)の認定を受けた人で、令和7年4月1日以降に出産（流死産）した人	妊娠していたことも1人当たり5万円	 申請

◎申請方法：上記の二次元コードから申請してください。申請には下記の写真などが必要です。

- ・振込金融機関、支店、口座番号、口座名義等の分かる書類（通帳またはカードなど。口座名義が旧姓の方のみ、旧姓と現姓の両方が確認できる書類が必要です。）
- ・申請者の本人確認書類の写し（運転免許証の裏面備考欄に住所変更等の記載がある場合は、裏面の添付も必要です。）
- ・母子健康手帳または、胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等（産科医療機関等が発行する証明書等の他に、泉大津市ホームページに掲載している「妊婦給付認定用証明書」に医師等のサインを受けることで資料とすることもできます。）
- ・泉大津市ホームページ「流産・死産等でお子さまを亡くされた方へ」のページからも申請できます。

※紙申請をご希望の方は、別途申請書をお渡ししますのでお申し出ください。

※申請期限は、医療機関で医師により胎児心拍が確認された日・出産予定日の8週間前の日・流死産したことを産科医療機関等で確認した日を起算日として、2年未満となります。

※支給時期は、申請書受付後、2か月程度で指定口座に振込みます。（支給決定通知書を送付いたします。）  
必要書類に不備があれば予定通り振込ができない場合がありますので予めご了承ください。

【問合せ先】泉大津市役所 子育て応援課 あんしんサポート係

住所：泉大津市東雲町9-12 電話：0725-33-1131（内線2176）